

工務店の見える化評価基準

令和3年3月19日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき、工務店の見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

- 一般社団法人 JBN・全国工務店協会
- 全国建設労働組合総連合
- 一般社団法人 全国住宅産業地域活性化協議会

2. 見える化評価基準を策定する目的

建築大工技能者を雇用する中小工務店等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ①人を大切にし、施工能力等の高い工務店が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進される
- ②業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た工務店が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築する

ことを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種（建築大工）の建設技能者が所属する専門工事企業等（中小工務店等）を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価基準は、工務店評価基準、工務店評価S基準の2種類を設けることとし、評価内容ごとの配点、算定基準については、下記のとおりとする。

評価基準の対象要件

◆工務店評価基準の評価対象

次の1. 及び2. の基準を満たすこと。ただし、2. については、中小企業（注）の割合が95%以上である企業評価実施機関の会員には適用しない。

1. 完成工事高のうち、新築住宅及び住宅リフォーム工事の比率が概ね70%以上であること。
2. 資本金が概ね3000万円以下で、かつ1年間の完成工事高が概ね5億円以下であること。

（注）中小企業基本法に基づく建設業の中小企業は、資本金3億円以下、常時使用する従業員が300人以下。

◆工務店評価S基準の評価対象

次の1. 及び2. の基準を満たすこと。

1. 原則（注）として、建築大工の能力評価基準においてレベル3以上の者である一人親方等。
2. 完成工事高のうち、新築住宅及び住宅リフォーム工事の比率が概ね70%以上であること。

（注）2024年4月1日以降、新規に評価を受ける者は必須とする。

工務店評価基準 基礎情報

見える化評価項目	番号	見える化評価内容	評価基準	摘要	記載種	主な確認書類例	留意事項
基礎情報	①	建設業許可の有無	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無	CCUSから自動取込	有無	CCUS事業者情報帳票	
基礎情報	②	建設業許可年数	100点 35年以上 75点 20年以上 50点 10年以上 25点 10年未満		年数	登記簿謄本、建設業許可申請書(様式20号営業の沿革)。その他初めて建設業許可を取得した年がわかるもの	建設業許可が無の場合は25点
基礎情報	③	資本金	100点 1500万円以上 75点 500万円以上 50点 300万円以上 25点 300万円未満	CCUSから自動取込	万円	CCUS事業者情報帳票	
基礎情報	④	完成工事高	100点 20000万円以上 75点 5000万円以上 50点 2000万円以上 25点 2000万円未満		万円	決算書、損益計算書、労災申告書等売上げがわかるもの	
基礎情報	⑤	工務店評価実施団体への加入	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無	CCUSから自動取込	有無	CCUS事業者情報帳票、団体証明書等	
基礎情報	⑥	認定職業訓練校(長期・短期訓練)の活用実績、技能五輪、技能グランプリ、団体の技能競技大会出場者、民間教育機関の活用等	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	所属技能者のCCUS帳票、表彰状、入校証、卒業証書等	技能競技大会出場者は建築大工職種における技能五輪、技能グランプリ、団体が実施する技能競技大会を対象とする。団体が実施する技能競技大会の場合は、国土交通省、厚生労働省、林野庁、地方公共団体、または都道府県職業能力開発協会のいずれかの後援を得たものであること。技能競技大会の出場実績は有効期間7年。 民間教育機関の活用は、建築大工の能力評価基準のレベル3に規定されている、1級建築大工技能士、2級建築大工技能士、枠組壁建築技能士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、1級建築士、2級建築士、木造建築士とする。国土交通省の技能者育成に関する補助事業も対象とする。 認定職業訓練の長期訓練活用実績の有効期間は10年、短期訓練の有効期間は5年。
基礎情報	⑦	登録建築大工幹技能者	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	所属技能者のCCUS帳票、修了証等	
基礎情報	⑧	所属技能者の平均資格ポイント数	100点 15点以上 75点 10点以上 50点 5点以上 25点 5点未満		点数	所属技能者のCCUS帳票等	資格ポイントは以下の通り。 ・8点(1級建築大工技能士、枠組壁建築技能士、1級建築施工管理技士、1級建築士) ・6点(2級建築大工技能士、2級建築施工管理技士、2級及び木造建築士、職業訓練指導員(建設分野に限る)、職長・安全衛生責任者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育) ・5点(増改築相談員) ・4点(3級建築大工技能士、技能士補、作業主任者技能講習) ・2点(特別教育、安全衛生教育) *作業主任者教育、特別教育、安全衛生教育は全て対象とする 資格取得ポイントにおいて、1人の技能者が上位等級の資格を有している場合は、上位の点数のみポイントとする。また、所属している技術者の資格ポイントについては、所属している技能者数を上限として対象とすることができる。 例: 建築大工技能士(1級と2級)、建築施工管理技士(1級と2級)、建築士(1級と2級・木造)、職長・安全衛生責任者教育と職長・安全衛生責任者能力向上教育、足場の組立て等(作業主任者技能講習と特別教育)
基礎情報	⑨	レベル3以上の所属技能者への所定額以上の給与支払	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	源泉徴収票または給与台帳の写し等	所属しているレベル3以上の技能者の内、半数以上に対して所定額以上を支払っている場合に評価する(1人の場合は1人)。
基礎情報	⑩	災害協定締結団体の会員または消防団員、災害協定に基づく支援実績または災害ボランティアの実績 実績有=2点、会員・団員=1点、無=0点	100点 2点 75点 1点 50点 ー 25点 0点		点数	災害協定書の写し及びCCUS帳票、災害派遣実績証明書、消防団員証、災害ボランティア活動証明書等	災害救助法に基づく災害協定の評価は、国または地方公共団体と締結した団体の会員等を対象とし、事業者、所属技能者の双方を対象とする。災害ボランティアの活動証明書は、社会福祉協議会あるいはボランティアの主催や、とりまとめをした団体が発行したものに限り、災害協定に基づく支援実績は有効期間15年。災害ボランティア実績の有効期間は10年。
基礎情報	⑪	キャリア教育の実施、35歳未満の技能者あるいは女性技能者の雇用	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	(キャリア教育の実施)所属団体等の証明書等 (35歳未満または女性)CCUS事業者情報帳票等	キャリア教育については、国、地方公共団体、教育機関、都道府県職業能力開発協会及び技能士会のいずれかが関与(後援含む)したもので、かつ所属団体等が証明できるものに限る。内容は未就業者を対象としたものづくり体験教室や技術指導等の実施、インターンシップの受入などとする。 有効期間は3年。
基礎情報	⑫	地域型住宅グリーン化事業のグループ登録、地方公共団体における木造住宅建設促進に係る助成制度、地域産材の活用等(列記されたものうち1件でも該当すれば有)	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	団体の証明書、地方公共団体の証明書、木材納品書等	地方公共団体における木造住宅建設促進に係る助成制度については、森林環境増進税を財源とした制度活用等を想定する。 地域産材の活用は証明書又は納品書等で確認する。 有効期間は5年。

工務店評価基準 施工能力

見える化評価項目	番号	見える化評価内容	評価基準	概要	記載様式	主な確認書類例	留意事項
施工能力	⑬	建設キャリアアップカード保有者数	100点 3人以上 75点 1人以上 50点 1人 25点 0人	CCUSから自動取込	人数	CCUS事業者情報帳票等	
施工能力	⑭	能力評価レベル3以上の者の割合	100点 60%以上 75点 30%以上 50点 1%以上 25点 1%未満	CCUSから自動取込	%	CCUS事業者情報帳票等	
施工能力	⑮	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	100点 30%以上 75点 20%以上 50点 10%以上 25点 10%未満	CCUSから自動取込	%	CCUS事業者情報帳票等	29歳以下の割合及び平均勤続年数は、合算して算出する。 合計150点以上＝100点、合計100点超150点未満＝75点、 合計50点超100点未満＝50点、合計50点＝25点
施工能力	⑯	所属技能者の平均勤続年数	100点 20年以上 75点 15年以上 50点 5年以上 25点 5年未満		年数	雇用契約書等、勤続年数がわかる書類	29歳以下の割合及び平均勤続年数は、合算して算出する。 合計150点以上＝100点、合計100点超150点未満＝75点、 合計50点超100点未満＝50点、合計50点＝25点
施工能力	⑰	新築住宅の元請棟数	100点 5件以上 75点 3件以上 50点 1件以上 25点 0件		棟数	契約書、労災申告書等	
施工能力	⑱	住宅リフォーム工事（1件100万円以上）	100点 10件以上 75点 7件以上 50点 4件以上 25点 4件未満		件数	契約書、労災申告書等	
施工能力	⑲	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、LCCM住宅、住宅性能表示制度、省エネ性能表示制度、住宅完成保証制度の登録・活用（列記された制度を何種類活用しているか）	100点 3件以上 75点 1件以上 50点 1件 25点 0件		種類	各種証明書等	
施工能力	⑳	リフォーム瑕疵保険登録事業者、住宅リフォーム事業者団体登録制度の会員、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の会員	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	登録証明書、会員証	
施工能力	㉑	新築住宅及び住宅リフォーム工事における所属技能者以外のレベル3以上の各職技能者の施工	100点 5職種以上 75点 3職種以上 50点 1職種以上 25点 0職種		件数	CCUSによる施工体制登録技能者一覧	建築大工の他、型枠、基礎、鉄筋、内装、電気、塗装、板金、左官、タイル、配管、防水、造園などの関連職種においてレベル3以上の技能者が施工した実績がある場合の該当職種数で評価。施工日数は問わない。
施工能力	㉒	国、地方公共団体、業界団体からの被表彰者	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	所属技能者のCCUS帳票、表彰状等	表彰は、地方公共団体による卓越した技能者、優秀技能者、技能功労者、青年優秀技能者表彰など技能に関する表彰、中央及び北海道府県職業能力開発協会による表彰、全国及び北海道府県技能士会（連合会）の他、卓越した技能者（現代の名工）、優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰、住生活月間功労者表彰、安全優良職長厚生労働大臣顕彰、職業能力開発関係厚生労働大臣表彰、それらと同等の表彰とする。

工務店評価基準 コンプライアンス

見える化評価項目	番号	見える化評価内容	評価基準	概要	記載様式	主な確認書類例	留意事項
コンプライアンス	㉓	処分歴	100点 無 75点 ー 50点 ー 25点 有		有無	「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」で確認	「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認可能。
コンプライアンス	㉔	社会保険加入状況（3保険全て）	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無	CCUSから自動取込	有無	CCUS事業者情報帳票	
コンプライアンス	㉕	法令順守の取り組み（所属技能者）	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	講習修了証等（住宅リフォーム事業者団体会員は会員証を添付）	工務店評価実施機関等による住宅建築分野に関連する関連法令等研修会の受講の有無 ・有効期間は申請時から過去3年間とし、修了証や出席証（受講票）、評価実施団体の証明書、受講料の振込書など客観的な証明書類があるものとする。 ・受講時間は1時間程度以上を対象とする。 ・所属技能者の受講については、全員ではなく、1人以上で可とする。 ・対象となる関係法令は次の通りとし、個別資格の取得や更新講習は対象としない。 ⇒建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、民法、建築物省エネルギー法、建築基準法、消費者契約法、住宅瑕疵担保履行法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、住生活基本法、建築士法 ・住宅リフォーム事業者団体の会員は、免除する。 ・受講の有効期間は3年
コンプライアンス	㉖	法令順守の取り組み（事業者）	100点 有 75点 ー 50点 ー 25点 無		有無	講習修了証等（住宅リフォーム事業者団体会員は会員証を添付）	工務店評価実施機関等による住宅建築分野に関連する関連法令等研修会の受講の有無 ・有効期間は申請時から過去3年間とし、修了証や出席証（受講票）、評価実施団体の証明書、受講料の振込書など客観的な証明書類があるものとする。 ・受講時間は1時間程度以上を対象とする。 ・所属技能者の受講については、全員ではなく、1人以上で可とする。 ・対象となる関係法令は次の通りとし、個別資格の取得や更新講習は対象としない。 ⇒建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、民法、建築物省エネルギー法、建築基準法、消費者契約法、住宅瑕疵担保履行法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、住生活基本法、建築士法 ・住宅リフォーム事業者団体の会員は、免除する。 ・受講の有効期間は3年

工務店評価S基準 基礎情報

見える化評価項目	番号	見える化評価内容	評価基準	摘要	記載様式	主な確認書類	留意事項
基礎情報	①	建設業許可の有無	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無	CCUSから自動取込	有無	CCUS事業者情報帳票	
基礎情報	②	建設業許可年数	100点 20年以上 75点 15年以上 50点 5年以上 25点 5年未満		年数	登記簿謄本、建設業許可申請書(様式20号営業の沿革)。その他初めて建設業許可を取得した年がわかるもの	建設業許可が無の場合は25点
基礎情報	③	資本金	100点 500万円以上 75点 300万円以上 50点 100万円以上 25点 100万円未満	CCUSから自動取込	万円	CCUS事業者情報帳票	
基礎情報	④	完成工事高	100点 2500万円以上 75点 1000万円以上 50点 500万円以上 25点 500万円未満		万円	決算書、損益計算書、労災申告書等売り上げがわかるもの	
基礎情報	⑤	工務店評価実施団体への加入	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無	CCUSから自動取込	有無	CCUS事業者情報帳票、団体証明書等	
基礎情報	⑥	災害協定締結団体の会員または消防団員、災害協定に基づく支援実績または災害ボランティアの実績 実績有=2点、会員・団員=1点、無=0点	100点 2点 75点 1点 50点 一 25点 0点		点数	災害協定書の写し及びCCUS帳票、災害派遣実績証明書、消防団員証、災害ボランティア活動証明書等	災害救助法に基づく災害協定の評価は、国または地方公共団体と締結した団体の会員等を対象とし、事業者、所属技能者の双方を対象とする。災害ボランティアの活動証明書は、社会福祉協議会あるいはボランティアの主催、とりまとめをした団体が発行したものに限る。災害協定に基づく支援実績は有効期間15年。災害ボランティア実績の有効期間は10年。
基礎情報	⑦	キャリア教育の実施	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無		有無	(キャリア教育の実施)所属団体等の証明書等 (35歳未満または女性)CCUS事業者情報帳票等	キャリア教育については、国、地方公共団体、教育機関、都道府県職業能力開発協会及び技能士会のいずれかが関与(後援含む)したもので、かつ所属団体等が証明できるものに限る。内容は未就業者を対象としたものづくり体験教室や技術指導等の実施、インターンシップの受入などとする。有効期間は3年。

工務店評価S基準 施工能力

見える化評価項目	番号	見える化評価内容	評価基準	摘要	記載様式	主な確認書類	留意事項
施工能力	⑧	新築住宅の元請棟数	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無		有無	契約書、労災申告書等	
施工能力	⑨	住宅リフォーム工事(1件100万円以上)	100点 4件以上 75点 2件以上 50点 1件以上 25点 0件		件数	契約書、労災申告書等	
施工能力	⑩	リフォーム瑕疵保険登録事業者、住宅リフォーム事業者団体登録制度の会員、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の会員	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無		有無	登録証明書、会員証	
施工能力	⑪	新築住宅及び住宅リフォーム工事におけるレベル3以上の各職技能者の施工	100点 3種類以上 75点 2種類以上 50点 1種類以上 25点 0種類		件数	CCUSによる施工体制登録技能者一覧	建築大工の他、型枠、基礎、鉄筋、内装、電気、塗装、板金、左官、タイル、配管、防水、造園などの関連職種においてレベル3以上の技能者が施工した実績がある場合の該当職種数で評価。施工日数は問わない。
施工能力	⑫	国、地方公共団体、業界団体からの表彰、技能五輪や技能グランプリ等の技能競技大会出場経験	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無		有無	所属技能者のCCUS帳票、表彰状等	表彰は、地方公共団体による卓越した技能者、優秀技能者、技能功労者、青年優秀技能者表彰など技能に関する表彰、中央及び都道府県職業能力開発協会による表彰、全国及び都道府県技能士会(連合会)の他、卓越した技能者(現代の名工)、優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰、住生活月間功労者表彰、安全優良職長厚生労働大臣顕彰、職業能力開発関係厚生労働大臣表彰、それらと同等の表彰とする。技能競技大会出場者は建築大工職種における技能五輪、技能グランプリ、団体が実施する技能競技大会を対象とする。団体が実施する技能競技大会の場合は、国土交通省、厚生労働省、林野庁、地方公共団体、または都道府県職業能力開発協会のいずれかの後援を得たものであること。技能競技大会の出場実績は有効期間7年。
施工能力	⑬	登録建築大工技能者	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無		有無	所属技能者のCCUS帳票、修了証等	
施工能力	⑭	資格ポイント数	100点 20点以上 75点 15点以上 50点 10点以上 25点 10点未満		点数	所属技能者のCCUS帳票等	資格ポイントは以下の通り。 ・8点(1級建築大工技能士、枠組壁建築技能士、1級建築施工管理技士、1級建築士) ・6点(2級建築大工技能士、2級建築施工管理技士、2級及び木造建築士、職業訓練指導員(建設分野に限る)、職長・安全衛生責任者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育) ・5点(増改築相談員) ・4点(作業主任者技能講習) ・2点(特別教育、安全衛生教育) *作業主任者教育、特別教育、安全衛生教育は全て対象とする 資格取得ポイントにおいて、上位等級の資格を有している場合は、上位の点数のみポイントとする。 例:建築大工技能士(1級と2級)、建築施工管理技士(1級と2級)、建築士(1級と2級・木造)、職長・安全衛生責任者教育と職長・安全衛生責任者能力向上教育、足場の組立て等(作業主任者技能講習と特別教育)

工務店評価 S 基準 コンプライアンス

見える化評価項目	番号	見える化評価内容	評価基準	摘要	記載様	主な確認書類例	留意事項
コンプライアンス	⑮	処分歴	100点 無 75点 一 50点 一 25点 有		有無	「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」で確認	「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認可能。
コンプライアンス	⑯	法令順守の取り組み（事業者）	100点 有 75点 一 50点 一 25点 無		有無	講習修了証等（住宅リフォーム事業者団体会員は会員証を添付）	工務店評価実施機関等による住宅建築分野に関連する関連法令等研修会の受講の有無 ・有効期間は申請時から過去3年間とし、修了証や出席証（受講票）、評価実施団体の証明書、受講料の振込書など客観的な証明書類があるものとする。 ・受講時間は1時間程度以上を対象とする。 ・対象となる関係法令は次の通りとし、個別資格の取得や更新講習は対象としない。 ⇒建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、民法、建築物省エネルギー法、建築基準法、消費者契約法、住宅瑕疵担保履行法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、住生活基本法、建築士法 ・住宅リフォーム事業者団体の会員は、免除する。

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。
見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が75点以上を「☆☆☆☆評価」、50点以上75点未満を「☆☆☆評価」、25点以上50点未満を「☆☆評価」、25点未満を「☆評価」とする。

また、全体評価として評価対象全項目(工務店基準=25項目、工務店S基準=16項目)の平均点を結果通知書に表記する。

「工務店評価基準」

【基礎情報の評価内容】

◆共通項目

建設業許可（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
建設業の許可年数（4段階評価）	「35年以上」・・・100点、 「20年以上35年未満」・・・75点 「10年以上20年未満」・・・50点 「10年未満」・・・25点
資本金（4段階評価）	「1500万円以上」・・・100点 「500万円以上1500万円未満」・・・75点 「300万円以上500万円未満」・・・50点 「300万円未満」・・・25点
完成工事高（4段階評価）	「2億円以上」・・・100点 「5千万円以上2億円未満」・・・75点 「2千万円以上5千万円未満」・・・50点 「2千万円未満」・・・25点
工務店評価実施への団体加入（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点

◆選択項目

認定職業訓練校（長期・短期訓練）の活用実績、技能五輪、技能グランプリ、団体の技能競技大会出場者、民間教育機関の活用等	「有」・・・100点 「無」・・・25点
登録建築大工基幹技能者	「有」・・・100点 「無」・・・25点
所属技能者の平均資格ポイント	「15点以上」・・・100点 「10点以上15点未満」・・・75点 「5点以上10点未満」・・・50点 「5点未満」・・・25点
レベル3以上の所属技能者への所定額以上の給与支払	「有」・・・100点

「無」・・・25点

災害協定締結団体の会員または消防団員、災害協定に基づく支援実績または災害ボランティアの実績（実績有=2点、会員・団員=1点、無=0点）

「2点」・・・100点

「1点」・・・75点

「0点」・・・25点

キャリア教育の実施、35歳未満の技能者あるいは女性技能者の雇用

「有」・・・100点

「無」・・・25点

地域型住宅グリーン化事業のグループ登録、地方公共団体における木造住宅建設促進に係る助成制度、地域産材の活用等（列記されたもののうち1件でも該当すれば有）

「有」・・・100点

「無」・・・25点

※基礎情報の評価内容の計算例

◆共通項目

建設業許可「有」・・・100点

許可年数「25年」・・・75点

資本金「700万円」・・・75点

完成工事高「4千万円」・・・50点

工務店評価実施団体への加入「有」の企業の評価・・・100点

◆選択項目

認定職業訓練校の活用実績等「有」・・・100点

登録建築大工基幹技能者「有」・・・100点

所属技能者の平均資格ポイント数「12点」・・・75点

レベル3以上の所属技能者への所定額以上の給与支払「有」・・・100点

災害協定締結団体の会員等「1点」・・・75点

キャリア教育の実施等「有」・・・100点

地域型住宅グリーン化事業のグループ登録等「無」25点

$(100+75+75+50+100+100+100+75+100+75+100+25) \div 12 = 81.25 \rightarrow \star\star\star\star$

【施工能力の評価内容】

◆共通項目

建設キャリアアップカードの保有者数（3段階評価）

「3名以上」・・・100点

「1名以上3名未満」・・・75点

「0名」・・・25点

所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合（4段階評価）

「60%以上」・・・100点

「30%以上 60%未満」・・・75点

「0%超 30%未満」・・・50点

「0%」・・・25点

所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算（4段階評価）

「合算した点数が150点以上」・・・100点

「合算した点数が100点以上 150点未満」・・・75点

「合算した点数が50点超 100点未満」・・・50点

「合算した点数が50点」・・・25点

○所属技能者に占める29歳以下の者の割合（4段階評価）

「30%以上」・・・100点

「20%以上 30%未満」・・・75点

「10%以上 20%未満」・・・50点

「10%未満」・・・25点

○所属技能者の平均勤続年数（4段階評価）

「20年以上」・・・100点

「15年以上 20年未満」・・・75点

「10年以上 15年未満」・・・50点

「10年未満」・・・25点

◆選択項目

新築住宅の元請棟数

「5棟以上」・・・100点

「3棟または4棟」・・・75点

「1棟または2棟」・・・50点

「0棟」・・・25点

住宅リフォーム工事（1件100万円以上）

「10件以上」・・・100点

「7件以上 10件未満」・・・75点

「4件以上 7件未満」・・・50点

「4件未満」・・・25点

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、LCCM住宅、住宅性能表示制度、省エネ性能表示制度、住宅完成保証制度の登録・活用

「3つ以上活用」・・・100点

「1つまたは2つ活用」・・・75点

「活用無し」・・・25点

リフォーム瑕疵保険登録事業者、住宅リフォーム事業者団体登録制度の会員、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の会員

「有」・・・100点

	「無」・・・25点
新築住宅及び住宅リフォーム工事における所属技能者以外のレベル3以上の各職技能者の施工	「5種類以上」・・・100点 「3種類または4種類」・・・75点 「1種類または2種類」・・・50点 「0種類」・・・25点
国、地方公共団体、業界団体からの被表彰者	「有」・・・100点 「無」・・・25点

※施工能力の評価内容の計算例

◆共通項目

- 建設キャリアアップカードの保有者数「3人」・・・100点
- 所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合「33%」・・・75点
- 所属技能者に占める29歳以下の者の割合と所属技能者の平均勤続年数の合算・・・100点
- 所属技能者に占める29歳以下の者の割合「33%」・・・100点
- 所属技能者の平均勤続年数「15年」・・・75点

◆選択項目

- 新築住宅元請「3棟」・・・75点
 - 住宅リフォーム工事「20件」・・・100点
 - 認定長期優良住宅等の活用「2つ」・・・75点
 - リフォーム瑕疵保険登録事業者等の会員「有」・・・100点
 - 所属技能者以外のレベル3以上の施工「2種類」・・・50点
 - 国、地方公共団体等からの被表彰者「有」・・・100点
- (100+75+100+75+100+75+100+50+100) / 9 = 86.1111 → ☆☆☆☆

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2段階評価）	「無」・・・100点、「有」・・・25点
社会保険加入状況（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
法令順守の取り組み(所属技能者)（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
法令順守の取り組み(事業者)（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点

※コンプライアンスの評価内容の計算例

- 処分歴「無」・・・100点
- 社会保険加入状況「有」・・・100点
- 法令順守の取り組み(所属技能者)「有」・・・100点

法令順守の取り組み(事業者)「有」・・・100点
(100+100+100+100) / 4 = 100 → ☆☆☆☆

「工務店評価S基準」

【基礎情報の評価内容】

◆共通項目

建設業許可（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
建設業の許可年数（4段階評価）	「20年以上」・・・100点、 「15年以上20年未満」・・・75点 「5年以上15年未満」・・・50点 「5年未満」・・・25点
資本金（4段階評価）	「500万円以上」・・・100点 「300万円以上500万円未満」・・・75点 「100万円以上300万円未満」・・・50点 「100万円未満」・・・25点
完成工事高（4段階評価）	「2500万円以上」・・・100点 「1000万円以上2500万円未満」・・・75点 「500万円以上1000万円未満」・・・50点 「500万円未満」・・・25点
工務店評価実施団体への加入（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点

◆選択項目

災害協定締結団体の会員または消防団員、災害協定に基づく支援実績または災害ボランティアの実績（実績有=2点、会員・団員=1点、無=0点）	「2点」・・・100点 「1点」・・・75点 「0点」・・・25点
キャリア教育の実施	「有」・・・100点 「無」・・・25点

※基礎情報の評価内容の計算例

◆共通項目

建設業許可「有」	・・・100点
許可年数「15年」	・・・75点
資本金「0円」	・・・25点
完成工事高「1500万円」	・・・75点

工務店評価実施団体への加入「有」・・・100点

◆選択項目

災害協定締結団体の会員等「1点」・・・75点

キャリア教育の実施等「有」・・・100点

(100+75+25+75+100+75+100) / 7 = 78.57 → ☆☆☆☆

【施工能力の評価内容】

◆選択項目

新築住宅の元請 「有」・・・100点

「無」・・・25点

住宅リフォーム工事（1件100万円以上） 「4件以上」・・・100点

「2件または3件」・・・75点

「1件」・・・50点

「0件」・・・25点

リフォーム瑕疵保険登録事業者、住宅リフォーム事業者団体登録制度の会員、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の会員

「有」・・・100点

「無」・・・25点

新築住宅及び住宅リフォーム工事における所属技能者以外のレベル3以上の各職技能者の施工

「3種類以上」・・・100点

「2種類」・・・75点

「1種類」・・・50点

「0種類」・・・25点

国、地方公共団体、業界団体からの表彰、技能五輪や技能グランプリ等の技能競技大会出場経験

「有」・・・100点

「無」・・・25点

登録建築大工基幹技能者 「有」・・・100点

「無」・・・25点

資格ポイント 「20点以上」・・・100点

「15点以上20点未満」・・・75点

「10点以上15点未満」・・・50点

「10点未満」・・・25点

※施工能力の評価内容の計算例

◆選択項目

新築住宅元請「無」・・・25点

住宅リフォーム工事「5件」・・・100点

リフォーム瑕疵保険登録事業者等の会員「有」・・・100点
所属技能者以外のレベル3以上の施工「1種類」・・・50点
国、地方公共団体等からの被表彰者「有」・・・100点
 $(25+100+100+50+100) \div 5 = 75.00 \rightarrow \star\star\star\star$

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2段階評価） 「無」・・・100点、「有」・・・25点

法令順守の取り組み(事業者)（2段階評価）

「有」・・・100点、 「無」・・・25点

※コンプライアンスの評価内容の計算例

処分歴「無」・・・100点

法令順守の取り組み(事業者)「有」・・・100点

$(100+100) \div 2 = 100 \rightarrow \star\star\star\star$